

平成 22 年度 第 1 回 富合町合併特例区協議会



と き 平成22年4月21日(水)
午前10時00分～
ところ 富合総合支所 3階大会議室

富合町合併特例区協議会事務局

日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日	曜	時間	区長	行事(業務)	場所
21	水	10:00 11:30	○	合併特例区協議会 合併特例区定期監査講評	3F大会議室 13F監査講評室	7	金	午後		市議会視察(車両基地)	
22	木					8	土				
23	金					9	日				
24	土					10	月				
25	日	9:00	○	富合町婦人会総会	アスパル・研修室	11	火				
26	月	13:30	○	農業委員会		12	水	9:00 10:00 13:30 15:00 20:00		特設人権相談 合併特例区協議会(予定) 嘱託員会議(予定) 植木町合併特例区意見交換 富合町体育協会総会	アスパル和室 3F大会議室 3F大会議室 3F大会議室 アスパルトレーニングルーム
27	火			嘱託員便発送日		13	木				
28	水					14	金				
29	木			昭和の日		15	土				
30	金					16	日	9:00		熊本市総合防災訓練	白川小島橋下流
平成22年 5 月						17	月				
1	土					18	火				
2	日					19	火	9:30	○	富合町文化協会総会	アスパル・研修室
3	月			憲法記念日		20	水				
4	火			みどりの日		21	金				
5	水			こどもの日		備考					
6	木										

別表
＜合併後＞

一般競争入札
指名競争入札

■水道 ■舗装 ■建築 ■土木			
旧植木町域案件			
<水道>	<舗装>	<建築>	<土木>
植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A
8000万以上			
5000万以上			
		植木町内業者B 城南町内業者B 旧市内業者B	植木町内業者A・B
2000万以上	植木町内業者A・B・C (+町内営業所ありの2社も配慮)		※1
1000万以上		植木町内業者A・B・C	植木町内業者C・D
			1000万以上

◆水道 ◆土木	
旧城南町域案件	
<水道>	<土木>
植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A
水道についても他と同様、参加資格	
2500万以上	城南町内業者ABC
	3000万
城南町内業者A・B	城南町内業者ABCD

★土木	●土木
旧富合町域案件	旧市内域案件
植木町内業者A 城南町内業者A 旧市内業者A	
植木町内業者B 城南町内業者B 旧市内業者B	
2000万	
植木町内業者C 城南町内業者C 旧市内業者C	
旧市内業者D	

☆ 旧植木町域案件・旧城南町域案件のいずれの場合も、指名業者が足りない場合は、市の発注標準額の区分により旧市内業者を指名する場合あり

※1
必要に応じてAB⇄CD行き来もあり
(ただし、指名数の5割を超えないこと)

■水道・舗装・建築・土木以外の工事

建築設計、測量コンサル

旧植木町域案件

■水道・土木以外の工事

建築設計、測量コンサル

旧城南町域案件

■土木以外の工事

建築設計
測量コンサル

旧富合町域案件

■土木以外の工事

建築設計
測量コンサル

旧市内域案件

1000万以上

植木町内業者、城南町内業者、旧市内業者
＜熊本市のランク別発注標準額により一般競争入札する。＞

植木町内業者・城南町内業者・旧市内業者
＜熊本市のランク別発注標準額により指名する。＞

(※植木町内業者を優先的に指名)

(※城南町内業者を優先的に指名)

※備考 この表において、城南町内業者とは旧城南町内業者を、植木町内業者とは旧植木町内業者をいう。